第5回

「社団法人ふくい農林水産支援センター(旧林業公社)のあり方検討委員会」 概 要

日 時:平成23年8月30日(金)13:30~15:30

場 所:福井県庁 6階 大会議室

出席者:(委員)

松下委員長、前田副委員長

泉委員、岡委員、川野委員、川村委員、清水委員、坂東委員(五十音順)

(福井県)

山田農林水産部長、齊藤農林水産部企画幹、門前農林水産部林業企画幹、

阪口農林水産部企画参事

松倉森づくり課長、鈴木森づくり課森林整備室長、吉川森づくり参事、

新田農林水産振興課長、星野県産材活用課長

((社)ふくい農林水産支援センター)

田中常務理事、山田事務局長

議 題:(1)土地所有者アンケート調査結果

- (2) 委員会報告書作成に向けた検討
- 1 農林水産部長あいさつ
- 2 松下委員長あいさつ
- 3 議事
- (1) 土地所有者アンケート調査結果 事務局より説明
- (2) 委員会報告書作成に向けた検討 事務局より説明

【主な意見】

- ●アンケート回答者の6割が分収方式見直しに賛同しているものの回答率は50%と半分であることから、土地所有者の合意を取るのにかなり懇切丁寧に説明しないと了解が得られないと思う。
- ●アンケート結果について、年代別、区分別など、クロス集計を行い、分析するべきである。
- ●C-1案は公庫等金融機関の借入金を県が肩代わりして支払い、その財源として県が三セク債という借入をして今よりも高い金利を払うという案であり、県の財政が厳しい中でこの方法では何のメリットもない。
- ●「現行(皆伐)」と選択肢(A~C案)の比較のための公的支援見込額の推計には、造林補助金の県負担額を含めた方がよい。その上で、「現行(皆伐)」と「C-2案」の公的支援見込額が変わらないのなら、「C-2案」の方が公益的機能が増進されるということになるのではないか。また、「現行(皆伐)」の場合に、皆伐して返還後に再造林に係る造林補助金がかかるなら、その県負担分も公的支援見込額に加えて比較すればよい。
- ●「現行(皆伐)」の場合、再造林のための造林補助金も必要になるのであれば、「現行(皆 伐)」に比べて「C-2案」の方が公的支援見込額が少なくなり、環境にもより配慮した 形にもなる。
- ●長期収支の試算において合板・集成材の過去5か年平均値を使っているのは理解できるが、最近の木材価格は下がり勾配で、試算価格を下回った価格での取引も行われているので、これを考慮すると、試算結果に大きな差が出る可能性がある。
- ●「伐期が60年、80年のものについては試算に使用した合板・集成材より高い材価での収入が得られる可能性がある」との表現については、現実には齢級が大きい材は市場では取引が少なく価格が伸びていないので、直した方がよい。
- ●長期収支の試算には、合板・集成材価格(B材)のみを使ったとのことであるが、センターで育ててきた木はこれだけ年数をかけても合板・集成材(B材)にしかならないのかと誤って受け止められる。一般的には伐採・産出した木のうち、良い部分から、A材

(柱材など)、並材(板材など)、B材(合板など)などに取り分けることになるので、 こうしたことを考慮した試算にした方がよいのではないか。

- ●木材の単価が上がれば、「C案」に比べて「現行(皆伐)」は80年で多く伐採するので、80年の木の方が価格の高い材が多く取れるとしたら、「現行(皆伐)」の方が公的支援見込額が少なくなり、選択肢A~C案との比較にも影響するのではないか。
- ●自治体が行っている第三セクターの債務に対する損失補償については裁判にもなっているので、留意するべきである。
- ●土地所有者との交渉では、収益事業としては成り立たなくなっているため、破産処理が 適用されてしまうとセンターは解散し、契約も失効し、今後土地所有者が立木を自ら手 入れしていかなくてはならないことを説明して、分収方式の見直しに協力を求めていく ことが必要ではないか。
- ●県営化のデメリットとして、「土地所有者の契約移転の同意が前提となる」とあるが、破 産手続きを活用すれば、分収方式見直しを前提とした県への移管も可能ではないか。
- ●合板・集成材(B材)単価だけで試算するのではなく、A材とB材の平均的な割合で試算した方が公的支援額が妥当なものになるなら、その試算を示すことが必要ではないか。
- ●経営改善の進捗状況を検証することは大事であり、年に1回では不十分であり、3か月 に1回はチェックを働かせるべきではないか。

※参考:経営の選択肢案

選択肢案	内容
現行	伐採方法:皆伐
A案(事業廃止)	_
B案(県営化)	伐採方法: 非皆伐
C案(センターで経営改善)	分収方式などの経営改善を実施
	伐採方法:非皆伐

※C案については、特定調停(債務減免)の実施の有無により、

C-1案とC-2案に区分

C-1案: 特定調停後による債務減免(公的支援)後に

経営改善を実施

C-2案: 特定調停は行わず、経営改善を進める中で公

的支援を実施